

主な環境情報開示の フレームワーク等

主な環境情報開示のフレームワーク等

フレームワーク名称	発行体	公表年	概要
非財務報告ガイドライン	欧州委員会	2017	<ul style="list-style-type: none"> 改正会計法指令に基づく非財務情報の報告に係る方法論を示したガイドライン 環境・社会情報開示の主要原則、開示内容、報告枠組み等を提供
国際統合報告フレームワーク	国際統合報告評議会 (IIRC)	2013	<ul style="list-style-type: none"> 組織の長期的価値創造のあり方を投資家に説明する統合報告に関する基礎概念、指導原則、内容要素等を提供
気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言	気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	2016	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、財務報告において気候変動情報を開示するための提言 全セクター共通の中核的要素のほか、セクター別のガイドラインもあり
GRIスタンダード	Global Reporting Initiative (GRI)	2016	<ul style="list-style-type: none"> 組織が経済・環境・社会に与えるインパクトについて報告する際の開示事項等を提供 共通と項目別(マテリアルと特定項目のみ)スタンダードが選択できる
SASBスタンダード	米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)	2018以降	<ul style="list-style-type: none"> 米国証券取引委員会へ提出する義務のある年次報告書における情報開示のスタンダード 11分野79業種別に、サステナビリティ開示トピックを提供
CDP気候変動質問書	CDP	2002以降	<ul style="list-style-type: none"> 企業に気候変動に関する質問書を送付し、回答を評価して企業のスコア(評価レベル)を主に機関投資家向けに開示 評価レベルにはリーダーシップレベル、マネジメントレベル、認識レベル、情報開示レベルがある

非財務報告ガイドライン(欧州委員会) 1/2

- ü 欧州連合(EU)が2014年に制定した改正会計法指令により行われる、非財務情報の開示を補足するガイドラインとして2017年6月に採択された。
- ü 本ガイドラインには、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」、パリ協定及び気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言をはじめとした最新の動向が反映されている。
- ü 主要原則として以下が規定されている。
 - マテリアルな情報を開示する
 - 公平で偏りなく理解容易であること
 - 包括的かつ端的であること
 - 戦略的で将来見通しを示すものであること
 - ステークホルダー志向であること
 - 首尾一貫性していること

非財務報告ガイドライン(欧州委員会) 2/2

開示内容	内容
ビジネスモデル	ü 組織が、長期的に製品やサービスを通じて企業価値をどのように創造し維持するかの仕組み
方針及びデュー・ディリジェンス	ü デュー・デリジェンスプロセスを含むそれらの課題に関連した組織の方針
成果	ü 上記の方針の成果(KPIの推移を含む)
主要リスク及びその管理	ü 組織に関係する課題に関連する主要なリスクとその管理
KPI	ü 事業に関連するKPIと当該KPIを説明する記述情報
テーマ別側面	ü 環境、社会・雇用問題、人権尊重、腐敗防止、その他(サプライチェーン、紛争鉱物)に関する情報

国際統合報告フレームワーク(IIRC) 1/2

- ü 2013年、国際統合報告評議会(IIRC)が企業報告の次なる発展段階として、価値創造についてのコミュニケーションの将来に向けた基盤を築くことを目的に開発した。
- ü 統合報告の主たる目的は、投資家に組織の長期的価値創造を説明することである。
- ü 統合報告の全般的な内容を統括する指導原則及び内容要素を規定し、それらの基礎となる概念を説明する(次項参照)。

国際統合報告フレームワーク(IIRC) 2/2

評価項目	内容	
<p>基礎概念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ü 組織に対する価値創造と他者に対する価値創造 ü 資本 ü 価値創造プロセス 	
<p>指導原則 (報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ü 戦略的焦点と将来志向 ü 情報の結合性 ü ステークホルダーとの関係性 	<ul style="list-style-type: none"> ü 重要性 ü 簡潔性 ü 信頼性と完全性 ü 首尾一貫性と比較可能性
<p>内容要素 (統合報告書の8つの内容要素で、本来的に相互関連するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ü 組織概要と外部環境 ü ガバナンス ü ビジネスモデル ü リスクと機会 	<ul style="list-style-type: none"> ü 戦略と資源配分 ü 実績 ü 見通し ü 作成と表示の基礎

気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言 1/2

- ü 2017年6月、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)より金融安定理事会(FSB)に報告された、気候関連財務情報開示を行う企業を支援するための提言。
- ü 2017年7月にはFSBからG20首脳へ報告され、G20ハンブルグ行動計画に反映された。
- ü 提言の主な特徴
 - 全ての組織が採用可能
 - 財務報告に含まれる
 - 財務的影響に関してフォワードルッキングな情報を提供する
 - 低炭素型の経済への移行に関連したリスク及び機会に強い重点をおく

気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言 2/2

項目	内容
ガバナンス (Governance)	ü 気候変動関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンス
戦略 (Strategy)	ü 気候変動関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響
リスク管理 (Risk Management)	ü 気候変動関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているか
指標と目標 (Metrics and Targets)	ü 気候変動関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標

GRIスタンダード

- ü 2016年、国際NGOグローバル・レポーティング・イニシアティブが策定した国際スタンダード(従来のガイドラインをスタンダードへと基準化)
- ü 報告組織が経済、環境、社会に与えるインパクトについて報告を行うことを推奨する。
- ü 報告組織が、経済・社会・環境に与える著しいインパクトを反映している項目、または、ステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目を報告対象とする。

ü GRIスタンダードの構成・内容

共通スタンダード

- ü GRI 101(基礎)
- ü GRI 102(一般開示事項)
- ü GRI 103(マネジメント手法)

項目別スタンダード

- ü GRI 201-206(経済項目)
- ü GRI 301-308(環境項目)
- ü GRI 401-419(社会項目)

SASBスタンダード

- ü 米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) が主体となり、2018年第1四半期における発行を目指している。
- ü 目的は、米国証券取引委員会 (SEC) に提出する義務がある年次報告書 (Form 10-K、Form 20-F) において有用なサステナビリティ指標を提案すること。
- ü 11のセクターごとに主要な開示項目を定めている。
- ü SASBスタンダードの構成・内容
 - セクター:ヘルスケア 再生可能資源・代替エネルギー、消費財 I (飲食品)、金融、交通、消費財 II (消費財)、情報通信、サービス、インフラ、資源転換、鉱物採掘
 - 開示トピックの例:消費エネルギー、廃棄物重量等

CDP気候変動質問書 1/2

ü 2002年よりCDPが、毎年上場企業を主な対象として、気候変動関連情報の開示を求めるために送付する質問書。

ü 質問書への回答は、スコアリングされその評価レベル(下図参照)が公表される。

評価レベル			
リーダーシップレベル	マネジメントレベル	認識レベル	情報開示レベル

ü 最も高いA(リーダーシップレベル)を取得した企業は「Aリスト」に分類される。

CDP気候変動質問書 2/2

CDP質問書の内容

評価項目	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none">ü ガバナンスü 戦略ü 排出削減目標及び活動ü コミュニケーション
リスクと機会	<ul style="list-style-type: none">ü 気候変動リスクü 気候変動機会
排出量	<ul style="list-style-type: none">ü 排出量算定方法ü 排出量データü スコープ1排出量内訳ü スコープ2排出量内訳ü エネルギーü 排出実績ü 排出量取引ü スコープ3排出量